

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

雇用調整助成金活用事業者向け相談窓口

雇用調整助成金の特例措置が延長になりました

2月28日^日まで

期間
延長

企業業績の悪化などにより、従業員を休業させた場合一定の要件により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金等が申請の対象になります。現在、助成金申請の特例措置が拡大・延長されています。ご不明な点、詳細は、お近くの社会保険労務士、また、山形県相談窓口までご相談ください。

山形県相談窓口



023-631-2959

山形県相談窓口でのご相談は3月31日（水）までお受けいたします。



山形県相談窓口 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 8階 山形県社会保険労務士会内

この事業は山形県の委託を受けて山形県社会保険労務士会が実施しています